

イギリスにおける「共和政」について

今井 宏

(一)

ご承知のように現在でも残つております数少ない君主国のひとつでありますイギリスも、その長い歴史におきまして、ただ一度だけ共和政をとつた時期がありました。一六四九年から一六六〇年の十一年間がそれであります。すなわちピューリタン革命のさなかに、ときの国王チャールズ一世を処刑しました後の一六四九年五月十九日にだされました「共和政宣言」は、イングランドとそれに属する全領土の人民は、今後「コモンウェルスにして自由国 a Commonwealth and Free State になる」と、しかも人民の代表で構成した一院制の議会による共和国として発足することをきめたのであります。この共和政の成立事情につきましては、後でもちよつと触れますようにいろいろ検討しなければならない問題があるのでありますが、本日はこの「共和政宣

言」にみられた一つの単語にこだわつて考察をすすめてみたいと考えております。すなわちなぜ成立した共和政に「コモンウェルス」という言葉が用いられる事になつたのか、またこの単語にはどのような歴史的な背景が存在したのかを探ることを通して、ピューリタン革命のもつておりました、そしてこれまでの研究におきましては比較的に軽視されておりましたひとつの側面を明らかにしてみる」と、これが私の本日の話のねらいとするところであります。⁽¹⁾

ふつう「共和政」といえば、皆さんに「リパブリック Republic」という単語を思いうかべられることであります。私が最初にこの「共和政宣言」にふれましたときにいだいた疑問も、何故「リパブリック」を使わなかつたのだろうか、ということでありました。いろいろ調べてみると、たしかに「リパブリック」という単語も共和政の成立の前夜にたつた一度だけ登場しております。すなわち国王を処刑し、君

イギリスにおける「共和政」について

一一

主制と貴族院を廃止する法律が議会を通過します前に、これから統治の中核になることを予定されておりました国務会議 (Council of State) の議員に課せられました誓約書の文面には「国王や貴族院をもたないパブリック A Republic without King or House of Lords を維持することを誓う⁽²⁾」という言葉がみられるのであります。しかしながら肝心の正式の国名にはこの「リパブリック」は採用されませんでした。その間の経緯につきましては、史料は何も物語つてくれず、そのかぎりでは「コモンウェルスにして自由国」という国名は、なんの抵抗もなく採用されたようにみえます。とすれば当時の十七世紀のイングランドではこの単語をめぐって人びとの間にどのような合意が成立していたのか、知りたくなるところです。

ここでごめんな余談になりますが、一冊の書物についてお話をさせていただきます。その書物は、テューダー朝、とりわけエリザベス時代の権威として知られたジョエル・ハーストフィールド教授に献呈された記念論文集であります。ところがそれは『イングランドのコモンウェルス、一五四七—一六四〇年』⁽³⁾と題されているのです。先にお話しましたように、ピューリタン革命の過程で成立しました、国王と貴族院をもたない共和政は「コモンウェルス」を名乗つておりました。ところがこの書物は、一五四七年、すなわちエリザベス女王の弟のエドワード六世の即位したときから、ピューリタン革命の勃発した一六

四〇年までを「コモンウェルス」であるというのです。これでは混乱してしまいます。

そこで英語の単語の意味内容の変遷を歴史的に解明してくれることで有名な『オクスフォード英語辞典 Oxford English Dictionary』にあたってみるとことにしておしよう。それによりますと、この単語は原語であるラテン語の *res publica* をそのまま英訳したものでありまして、このラテン語とまったく同じように、そこには四つの意味が含まれていったことがわかります。すなわち（一）公共の福祉、一般の利益、これは「コモンウェルス Commonweal」という単語と同義であります。ついで（二）国民、国家を構成する人民の総体、国家、独立の共同体、その場合とりわけ全体の人民が発言権ないしは利害を有するという観点からとらえられて（三）の意味に接続いたします。その（三）が主権が人民にある国家、共和政ないし民主的な国家であり、そして（四）は一六四九—六〇年のイギリスにおける共和政政府をさす。この四つであります。われわれの当面の対象は、いうまでもなくこの（四）であります。ですが、その「コモンウェルス」に、ここにみられた三つの意味がいかに発展的に包含されることになつたのか、その検討を通じてピューリタン革命における共和政にはどのような共通の理解がもたれていたか、という問題に接近してみるといたしましょう。

私の『オクスフォード英語辞典』はこの「コモンウェルス」とい

う単語の初出を一五一三年としておりますが、それよりも先の一五〇九年にヘンリ七世の顧問官を勤めましたエドマンド・ダドリイ (Edmund Dudley) という男が『コモンウェルスの木』(The Tree of Commonwealth) を著しております⁽⁴⁾。この書物では明らかに前にみましめた（一）の意味の国家ないしは国家を構成する人民の総体として「コモンウェルス」をとらえておりまして、しかもその政治体制としては君主制が当然のこととされており、最高のものから最低のものにいたる身分間の調和こそ「コモンウェルス」に他ならないとされているのであります。いわば（一）の意味での公共の福祉、一般の利益!! 「コモンウェルス」の実現を君主に期待する姿勢で全編は貫かれてているのであります。その意味での書物の内容はきわめて保守的で中世的であるとみてよろしいでしょう。

さてダドリイの議論をさらに一步進めたのが、テューダー朝の支配階級、とりわけ在地のジョンントリに対する教育書として有名なトマス・エリオット (Sir Thomas Elyot) の『為政者論』(The Book Named the Governor, 1531) であります。これでは「コモンウェルス」は「パブリック・ウェール public weal」という言葉で登場いたします。彼によると「パブリック・ウェール」とは、「われわれみな身分位階の人びとによって構成される生きてくる組織体 body であり、それは公正な命令によって処理され、理性の規範と節度に従つて統治される」も

う單語の初出を一五一三年としておりますが、それよりも先の一五〇九年にヘンリ七世の顧問官を勤めましたエドマンド・ダドリイ (Edmund Dudley) という男が『コモンウェルスの木』(The Tree of Commonwealth) を著しております⁽⁴⁾。この書物では明らかに前にみましめた（一）の意味の国家ないしは国家を構成する人民の総体として「コモンウェルス」をとらえておりまして、しかもその政治体制としては君主制が当然のこととされており、最高のものから最低のものにいたる身分間の調和こそ「コモンウェルス」に他ならないとされているのであります。いわば（一）の意味での公共の福祉、一般の利益!! 「コモンウェルス」の実現を君主に期待する姿勢で全編は貫かれてているのであります。その意味での書物の内容はきわめて保守的で中世的であるとみてよろしいでしょう。

さてダドリイの議論をさらに一步進めたのが、テューダー朝の支配階級、とりわけ在地のジョンントリに対する教育書として有名なトマス・エリオット (Sir Thomas Elyot) の『為政者論』(The Book Named the Governor, 1531) であります。これでは「コモンウェルス」が先の辞書の定義による（二）の人民主権へ傾斜する可能性をもつてゐることを先取りして、それに反発し拒否する姿勢をとつてゐる点であります⁽⁷⁾。彼はあくまでも主権者としての国王個人の人間的な資質に期待を寄せてはいるのであります。制度としての「コモンウェルス」を論ずる姿勢はみせなかつたのでありました。

このようなエリオットの弱点でありました制度論、国制論に正面きのとされ、これこそがローマ人のいう「レップブリカ Republica」に他ならないといふのです。ソシテローマがでてまいりますのは、後からお話ししますこととの関連上、どうか記憶ください。

ただし彼は「コモンウェルス」という言葉は、より貧しい庶民のみの「富」を意味する恐れがあるという理由で、「コモンウェール」ではなく「パブリック・ウェール」という言葉を採用したのであります。「最善にして最も確かな統治は、彼の臣下である人民の福祉のためのみに統治するひとりの王ないし君主によるものである」⁽⁶⁾として、ダドリイ同様君主制の政治原理を擁護し、そのような統治者とその補助的な役割が期待されている下級の施政者のための教育論を開いたのであります。このエリオットの場合、注意しておきたいと思ひますのは、「コモンウェルス」の「コモン」がラテン語のプレブス plebs ないしは英語の commonalty、すなわち庶民、平民を意味するものとして拒否されていること、換言すればエリオットは、「コモンウェルス」が先の辞書の定義による（二）の人民主権へ傾斜する可能性をもつてゐることを先取りして、それに反発し拒否する姿勢をとつてゐる点であります。彼はあくまでも主権者としての国王個人の人間的な資質に期待を寄せてはいるのであります。制度としての「コモンウェルス」を論ずる姿勢はみせなかつたのでありました。

て取り組みましたが、これまた有名なサー・トマス・スマス (Sir Thomas Smith) の『イギリス国制論』 (*De Republica Anglorum, the Commonwealth of England*, 1565) でありました。ソルジャーの語の「ノアドリカ」と「コモンウェルス」が同義でつかわれていることが、この本のタイトルからうかがえます。スマスの立論はあくまでもイギリスの国制を論ずるに向けられております。やなわち彼においては、「コモンウェルス」はついに Commonwealth or Government として、あくまでも政体論的に把握されてゐるのであります。彼は古典的なアリストテレス的な伝統に従いまして、君主制、貴族制、民主制の三種の政体の得失の検討を行い、「コモンウェルスまたは政体で、」の二種のいずれかのみで絶対的に成り立つてゐるのは存在せず、⁽⁸⁾ へねに混合しあつてゐる。そしてつねにたいていの場合には優越していいる要素の名前を名乗つてゐるのである」として、イギリスの「コモ

ンウェルス」は君主制であり、その中でも混合王制 mixed government ないしは制限王制 limited monarchy に分類されるのである、と定義いたします。申すまでもなく、やうなスマスの把握の背後にありますものは、十二世紀の「ブレクトン」 Henry de Bracton からかの有名なフォーテスキュー Sir John Fortescue の流れをくむ国王権力二重構造論であります、これが間をおわせん。やなわちスマスは国王の絶対性を無条件で認めるのではなく、王権を制約するものとしての法、

もとに国王と臣下の協同の場としての議会の役割を強調し、「議会における国王」 King in Parliament という体制にこそイギリスの国家構造の独自性が現れてゐるとして賞賛しているのであります。彼のいうところを聞くことにしましょ。

「イングランド王国の最高かつ絶対的な権力は議会にある。……そりにおいて貴族を代表するバロン、コモンウェルスの低い部分を代表するナイツ、エスクワイヤ、ジョントルメン、コモンズ、それに聖職者を代表する主教が、コモンウェルスにとって何が有益であり必要であるかを助言し協議し提案し、あらゆる法案を慎重に審議する。……そのうちに君主は両院に出席して同意と許可を与える。これが君主と全王国の行為なのであって、何びともそれに対しても不平をうつことはできず、それを善しとして、それに従うよう順応しなければならない。⁽⁹⁾」

のようにしてスマスに至つて「コモンウェルス」という単語が、「議会における国王」というイギリスの伝統的な国制論に完全に癒着した形で解明をうけることになつたのであります。そのこととなるんで、ソリに「コモンウェルス」を判定するものとして、国王の単独の行為ではなく、「議会の助言と協議」があげられるようになつてゐることが、見逃せないところです。そのうえスマスのこの『イギリス国制論』におきましては、正当な君主と暴君を区別する際に、私的な利益に対

する公的な利益の優先という「コモンウェルス」の基盤にあります論理がもちいられていることにも、注目しておきたいと思います。

ところで、このスミスの「コモンウェルス」論は、たんなるイギリスの国制の独自性の解明を志したものに留まらず、そこには強い実践の意欲が孕まれていたのでありました。すなわちスミスもその一員でありました「コモンウェルスメン」Commonwealthmen によばれたひとつの集団が、イギリスにおきます宗教改革後のエドワード六世の治世に攝政サマセット公のもとに登場しているのであります。この「コモンウェルスメン」はひとつの思想集団、政策集団とみるとにはじめやか結合力が弱く、またそのメンバーの発言内容や実践活動にも若干のニュアンスの差が認められるのでありますが、あえて彼らの共通項を摘出してみますと、イギリスにおきます宗教改革の成果を尊重しながらも、当時のイギリスにおいて進行しておりました囲い込みとかインフレーションといった社会変動とそれが引き起こしました社会問題を直視しまして、人間の貪欲と私利追求を厳しく批判し、プライヴェイトのそれではなく言葉どおりの「コモンウェルス」を守ろうとしたしましたのが、彼らがありました。

R・H・トニーの名著『宗教と資本主義の興隆』によります⁽¹⁰⁾、このグループの予言者が著名な宗教改革者ヒュー・ラティマー (Hugh Latimer) であり、その行動家がジョン・ヘイルズ (John Hales) で

イギリスにおける「共和政」について

あつたとされています。そして彼らの思想を最も良く表現しているものとして、ラティマーがエドワード六世の前で行つた御前説教と一五八一年に匿名で発表された『イギリス王国のコモンウェイールについての論』*A Discourse of the Commonwealth of this Realm of England*⁽¹¹⁾ があげられるのがつねであります。後者の「コモンウェルスメン」の代表的な著作は、匿名で発表されましたがために、著者がだれであつたかをめぐつて、いろいろな推定がなされてまいりまして、原著につけられました W.S. Gentleman という著者の名前からウイリアム・シェイクスピアこそその著者であるという珍説さえとびだしたことがあります。かつては、このグループの代表的存在であるジョン・ヘイルズが書いたものというのが定説とされておりましたが、近年研究が進みまして、さきほどお話いたしました『イギリス国制論』の著者サー・トマス・スミスこそその著者であるという説が確立したようです。⁽¹²⁾

この書物は騎士 (ナイト)、学者 (ドクター)、商人、帽子製造業者、農民といった、ある意味では当時のイングランドの社会構成を代表する人物の間で交わされる対話という形式で進行いたしますが、その冒頭におきまして「なにびとも自分の住んでゐるコモンウェイールに縁のないものはいな」と、したがつて「国王にもコモンウェイールにも奉仕をしなければならない。神や国王がわれわれに貧しいながらも生活の糧

を与えてくれたのは、われわれが隣人たちのあいだで奉仕しあうためだから⁽¹³⁾として、物価が騰貴し、囮い込みが進行し、ロンドン以外の都市に著しい衰退がみられる、当時の社会的な現実を直視する必要があることを指摘したうえで、この「王国の衰退」にいかに対処すべきか、考察を進めていくのであります。ここでは後の共和政との関連におきまして、全編を貫くいくつかの論理的な特徴を指摘しておきたいと思います。

まず第一として、「コモンウェイールに損害をかけてまで自分の財産を濫用することは許されない」という主張に典型的にみられますように、人間の貪欲と私利追求を「コモンウェルス」の主張のもとに批判するという論理が全編を貫いております。

第二に、ここでは「コモンウェルス」は、コモンウェイールすなわち

全体の利益のプライベイト・ウェイールすなわち特殊個人的な利益に対する優越という形で主張され擁護されておりますが、それは国王の主導的な役割のもとで実現するものであると考えられておりまして、いつてみますれば絶対主義の体制の枠組みのなかでの国富の増大を志向していることであります。

第三に、この二点からの当然の論理的な帰結といたしまして、ここでの「コモンウェルス」は、君主制を否定する意向はまったく示しておりません。そこにはたしかに一定の階級的な基盤に立つ政策論はみ

られますものの、国制の機構論的な考察はまつたくみられないのです。もつともこの点は、著者がサー・トマス・スミスであるとしますれば、それを『イギリス国制論』の方に譲っているという言い訳もなりたつのであります。

ところでここで指摘いたしました第一の点、すなわち「コモンウェルス」の主張のもとで人間の貪欲と私利追求を批判するという姿勢は、必ずしも彼ら「コモンウェルスメン」だけが独占するところではあります。たとえば皆さんがよくご存じの例をあげてみると、あのトマス・モアの『ユートピア Utopia, 1516』にそれがみられます。あの囮い込みのもたらした弊害を攻撃するときの彼の論理がそれであります。そのうえ彼はその理想国であるユートピアの諸制度の叙述を結ぶに当たって、次のように述べてゐるのであります。

「この国（ユートピア）はたんに世界中で最善の国家であるばかりでなく、真にコモンウェルスもしくはパブリック・ウェイールの名に値する唯一の国家であろう。いかにもコモンウェルスという言葉を今でも使つてゐる所は他にもいくらもある。けれども実際にはすべての人が追求してゐるのは、プライベイト・ウェルスにすぎないからだ。何ものも私有でないこの国では、公共の利益が熱心に追求されるのである。」⁽¹⁴⁾

この発言がテューダー朝におきます「コモンウェルス」概念の最も平

均的な用語法であつたといつておしつかえありますまい。

(二)

さて以上のような簡単な「コモンウェルス」概念の展開過程のスケッチからいえる」とを、ここでまとめておくことにいたしましよう。そこには基本線は、先の『オクスフォード英語辞典』の定義に従つていえば、(一)の公共の福祉、一般の利益という視角から(二)の国家への接近であります。その場合少なくともこの段階までは「モンウェルス」が君主制を否定して共和政の方向をとるという姿勢はまったくみられず、いなむしろそのような方向性はエリオットにみられますように、強く否認されているのであります。したがつて「コモンウェルス」という単語を使いましても、新しい国家機構を作りだすという姿勢はそこには存在せず、既存の体制のもとで(一)の公共の利益、一般的の利益の実現を希求するという姿勢が守られつづけているのであります。そしてそこにおきまして当時の身分制的家父長制的な社会構成とさらにイギリスにおいては伝統的なものでありました国王権力二重構造論が結びつきまして、コモンウェールを実現する主体としての統治者なかんずく国王への期待が幅をきかせていましたのであります。これを要するに、十七世紀中葉までのイギリスにおきましては、「コモンウェルス」ないしは「リパブリック」と表現された共和政は

イギリスにおける「共和政」について

君主制の対立概念ではなかつたのであります。このことはひとりイギリスのみならずフランスをはじめとします大陸諸国においても同じことが指摘できるように思われます。

とすれば一六四九年に実現いたしました現実の「コモンウェルス」は、君主制を否定した一院制の共和国を志向した点において、イギリスにおける「コモンウェルス」概念の系譜との間にはつきりした断絶が存在するのであります。ところではなはだいまいな形ではあります、が、「共和政宣言」にみられた人民主権的な議会の代表制の強調という主張は、革命の過程におきましては平等派 Levellers が一貫してとつべき姿勢であります。ところが現実の「コモンウェルス」は、革命の主導勢力でありました独立派が平等派の反乱を鎮圧して、彼らとの同盟を解消したうえで、実現したものであります。すなわち反乱を起こしたレヴェラーズを完全に弾圧したのが、一六四九年の五月であります。そして国王の処刑と「共和政宣言」の間に数か月のタイム・ラグが存在したのはそのためであります。

しかしながら権力を掌握した独立派政権の中核にも、平等派に劣らず人民主権の共和政の実現を計った少数の政治家のグループが存在しましたのであります。彼らは「コモンウェルスメン」または「共和主義者 Republicans」とよばれます。

この「コモンウェルスメン」ないし「共和主義者」たちは、共和政

イギリスにおける「共和政」について

八

成立の四年後にクロムウェルが「プロテクター」（護国卿）に就任して独裁政権を掌握した後はすべてクロムウェルに対する批判派になり、この独裁者が死去して革命の前途に暗雲がただよい始めました時期に共和政を守るために活発な言論活動を開いたします。この「反クロムウェル派」としての後の時期につきましては若干の研究がみられますが、肝心の共和政成立期の彼らの活動については、あまり注目が払われておりません。よく読まれております浜林正夫氏の『イギリス市民革命史』も、「共和主義者」の出現を独裁政権の成立だけに関連づけて説明し、「それはイギリス革命の中心勢力のなかでの分裂をあらわしております、階級的な基礎においてはプロテクター政権とおなじものなのであった」と片づけておられます。

「」で念のため一語しておきますと共和政成立の中心的な役割を演じたのは、国王処刑のちょうど一年前に「プライド大佐によるページ」によって長老派の議員を追放してしまった、いわゆる「ランプ議会 Rump Parliament」でありまして、君主制と貴族院の廃止もこの議会の立法によって行われ、またこの議会に属する行政機関の中核としてあらたに組織されたのが、さきにあげました國務會議であります。「」で注目しようと思います「コモンウェルスメン」というグループに属する政治家たちは、「ランプ議会」ならびにとりわけ國務會議を主要な舞台として活躍を開始するのであります。

さてそれでは「」の「コモンウェルスメン」に属する人たちを紹介してみましょう。⁽¹⁶⁾ まず第一にあげるのは、国王チャールズ一世の裁判を行い、彼に死刑を宣告いたしました特設法廷の裁判長を勤めましたジョン・ブラッドショウ (John Bradshaw 一六〇一～五九) であります。一六四九年の五月に成立して活動を始めた國務會議の初代の議長になつたのが彼であります。さらにピューリタン革命の開始の時点から確固とした共和主義者としてその名をはせ、四七年以降は国王への和平提案を斥けて、交渉打ち切りを主張する強硬路線を代表したヘンリ・マーテン (Henry Marten 一六〇一～一六八〇)、あるいは「」のマーテンの親友でやはり国王処刑に賛成し、共和政の成立以後は「コモンウェルスメン」の中心的な存在として活躍したトマス・チャロナー (Thomas Challowe 一五九五～一六六一)、さらにあの『オシアナ共和国』の著者であるジェイムズ・ハリントン (James Harrington) の親友として知られ、王政復古体制のもとで生じた、かの王位継承排除法をめぐる危機の際に共和主義の古典のひとつに数えられる *Plato Redivivus* (一六八一年) を書きましたヘンリ・ネヴィル (Henry Neville 一六一〇～九四) がおります。そして最後に来るのが十七世紀のイングランドで最も謎多き生涯をおくり、王政復古政府に対する陰謀加担のゆえに処刑されましたものの、イングランドの自由の殉教者という地位に祭り上げられましたアルジャノン・シドニー (Algernon

Sidney 一六二一～八三) がおりました。この他にイギリス革命の共和主義者といったしましては、有名な『回顧録』を遺してクロムウェルに対する執拗な反対活動で知られるエドマンド・ラドロウ (Edmund Ludlow 一六一七？～九二) がおりますが、彼の経歴は軍人としての活動が主体である点で、上述の人たちとはやや異質の存在であり、しかも肝心のこの時期にはアイアトンの下で副司令官としてアイルランドに派遣されておりますから、この場合彼は除外してもよかろうと思ひます⁽¹⁷⁾。そして彼らの外側には、いわば共和政政府のプロパガンディストとして国務会議の外国語秘書に採用され、国王処刑の正当性を訴えた、後の『失乐园』の詩人ジョン・ミルトン (John Milton 一六〇八～七四) がいる、というのが、この「コモンウェルスメン」政治家集団の構図であります⁽¹⁸⁾。ピューリタンの詩人として歴史にその名を遺すことになりますミルトンを共和政政府に推挙いたしましたのは、さきにこのグループの筆頭にその名を挙げましたジョン・ブラッドショウ、ウであります。ついでに申しあげておきますと、ブラッドショウ、マートン、チャロナーの三人は、国王の死刑判決文に署名した、いわゆる「国王弑逆者 regicides」であります。

さてこのグループの政治集団としての結束力は必ずしもすべてにおいて緊密なものであったとはいえないかもしませんが、彼らの生い立ちから革命期における行動を探つてみると、そこには驚くべきほ

どの共通性が見いだされるのであります。そしてその共通性こそが、本日のテーマであります「共和政」＝「コモンウェルス」を考える際の重要な示唆を与えてくれると考えられます。

イギリスにおける「共和政」について

一〇

たものではなく、いわば家門の伝統を踏まえたものであったことあります。じつにシドニー、ネヴィル、そしてチャロナーの三つの家柄は、過去においてエドワード六世の治世に摂政サマシット公のパトロネジによって上昇することができた、前述したテューダー朝における「コモンウェルスメン」に属する家系がありました。そのうえこの三家ともたいへんな学問好きの家系がありました。シドニー家にはサー・フィリップの遺産がギリシア・ローマの古典の豊富な蔵書というかたちで継承されておりましたし、チャロナーの祖父がかのエラスムスの『痴愚神礼賛』の翻訳者であつたと申せば、およそこれらの家をとりまく知的な雰囲気が想像できることでしょう。いうまでもなくここで「学問好き」と申しました「学問」とは、古典古代、なかんずくローマの学問でありまして、彼らの愛読書は、ポリビオス Polybios、リヴィウス Livius、タキトゥス Tacitus らの歴史書、そしてこのローマの遺産を十六世紀のイタリア、フイレンツェにおいて再生しようとしましたマキアヴェリのそれであります。十七世紀のイギリスにおきますこのマキアヴェリの遺産をどのように評価するかという問題は、ここの数年アメリカの政治思想史家ポコック (J.G.A. Pocock)を中心にして精力的な研究が進められている問題であります、いまお話をしている「共和主義者」たちにも「古典的な Classical」という形容詞をつける学者もおりますが、私にはこの「マキアヴェリの遺産」の全

面的な検討を試みる能力はどうていありません。⁽¹⁹⁾ここではイギリスの共和政成立期に、革命の主導勢力となつた独立派グランディーズとは異質な政治家のグループが存在したという事実に問題を限定して、考察を進めていきたいと考えます。

もうすこし彼らと独立派グランディーズとの異質性の検討をつづけますと、彼らはたしかに政治勢力として独立派と共同戦線を一時期組んだのでありますが、その信奉する宗教の点になりますと、彼らはかつてピューリタンではなく、むしろカルヴァンの予定説を批判するアルミニウス主義者であり、ピューリタンの非寛容にも厳しい姿勢をとつておりました。彼らの共同戦線を支える原則といえば、君主制は「コモン・ウイール」に害を与えるという歴史に根差した確信とでも、「コモン・ウイール」に害を与えるという歴史に根差した確信とでもいうべきものであり、そこから強さの点では差が認められますものの、人民主権論への傾斜を深めたのであります。彼らにとつて最も頼りになりましたものは人間の理性であります、「コモン・ウイール」の追求を支えるものは、人間の理性そして統治者の徳性 *virtu*への期待に他なりませんでした。理性への信頼、合理主義といふ点からみて、彼らなりませんでした。理性への信頼、合理主義といふ点からみて、彼らが宗教改革よりもむしろルネサンス・ヒューマニズムの系譜に立つたものであつたことは、容易に納得されるところであります。彼らにとりましてはピューリタンが最高のよりどころとしました聖書も、ひとつ歴史書にすぎませんでした。彼らの合理主義は歴史の研究に

おいても発揮されます。過去のローマの歴史家同様、彼らは歴史を政治的な教訓が盛られている宝庫と考えて、ローマの歴史に接近したのです。前にもちょっととふれました、このグループの存在に注目した歴史家ウォードンが、あえて彼らに「古典的な」という形容詞をつけたことの意味するところは、きわめて重要であったのです。

それでは共和政の成立期に権力の中核にはいりこみました彼ら「コ

モンウエルスメン」の政治的な行動目標はどこに向けられたのでありますか。²⁰ 国務会議の議長を、それが一六五三年にクロムウェルによって強制的に解散させられるまで勤めましたのは、ジョン・ブラッドショウであります。そしてここでいう「コモンウエルスメン」のメンバーたちは、一六五一年ごろまでにすべて国務会議に加わります。そして先にも申しましたようにミルトンはこの国務会議のラテン語秘書官であったのです。そのうえこの「コモンウエルスメン」の主要な活動領域は、共和国の外交政策、通商政策の作成にありました。そしてここにひとつ、「外交革命」と呼んでもよい大転換が生まれたのです。すなわちこれまでのイングランドの外交において尊重され擁護されようとしておりました外交路線は、テューダー朝においては、宗教改革以後はプロテスタンントの利益をまもり、反スペイン、反フランスの政策を追求することにおかれました。エリザベスの後に即位したステュアート朝が国民に不人気でありましたひとつの理由は、

イギリスにおける「共和政」について

ジェイムズ一世があえてこの路線を否定して対スペイン、対フランス追随路線をとつたことにありました。ところが革命の絶頂期に成立しました共和政政府はエリザベスの外交路線を踏襲せずに、むしろそれを逆転させて、プロテスタンントであるオランダに対する対抗を全面に打ちだす 것입니다。その具体的な現れが、一六五一年の航海法の制定とそれにつづく第一次の対オランダ戦争でした。

この航海法は教科書などでは「クロムウェルの航海法」とよばれておりますが、クロムウェルはその制定には関係がなく、彼はむしろオランダとの「プロテスタンント同盟」を夢見ておりました。それでは航海法の制定を推進したのがいつたいだれであったのか、という問題をめぐりましては、現在もやかましい論争が進行中であります。そしてこの政策を推進したのは、東インド会社のような特権会社に属する商人ではなく、その特権から疎外されていた密貿易商人であったというのが、現在の定説となっております。²¹ しかしながらこの問題は、外側から働きかけたひとたちの存在だけではなく、共和政政府の中核に航海法の制定を強力に支持し推進するグループが存在したこと抜きにしては、考えることはできません。この外交政策の大転換という点に「コモンウエルスメン」が深くかかわっていたことに、彼らの存在の重要性が認められるのであります。

あるいはここでひとつ疑問が提出されるかもしれません。それは

プロテスタント的な外交路線の追求こそ、他ならぬ彼ら「コモンウェルスメン」の先祖たちが守りぬこうとしたものであつて、彼らはこと外交姿勢に關するかぎり、先祖伝来の路線を放棄して、変身をとげているのではないか、というのがそれであります。たしかにそのかぎりでは彼らは「コモンウェルスメン」の伝統に忠実であつたとはいえないかもしれません。しかしここで考慮に入れておかねばならないのは、イングランドをとりまく國際情勢の変化であります。かつてはあれほどの大勢威を誇りましたスペイン帝国も、十七世紀中葉に至れば明らかに凋落の徵候をみせはじめておりますし、逆に念願の独立を達成しましたネーデルラント連邦共和国の躍進は目覚ましく、同じプロテスタント国であるとはいゝ、イングランドの、とりわけ通商・貿易上の利益にとりましては阻害要因として強く意識されるようになつてきておりました。とかくイングランドの内部だけに視野を閉ざしがちであつた、その意味では島国性が抜けきらなかつた独立派主流の軍人たちとは違つて、彼ら「コモンウェルスメン」は当時としては群をぬく国際的な知識と体験と感覚の持ち主であります。

しかしながら彼ら「コモンウェルスメン」はそのような國際情勢の変化だけを考慮に入れて、それに打算的に追随したわけではありませんでした。彼らのもとでこれまでに蓄積されておりました「教養」が、イングランドの外交政策に關してひとつの方向をとらせたのであります。すなわち彼らに働きかけたのは、ティベリス河畔の一都市国家から、「われらが海」を支配する大帝国へと發展をとげた、あのローマの歴史であります。成立しましたイギリス共和政を「新しきローマ」になぞらえた彼らは、積極的な外交政策を採用し、マキアヴェリならつて「コモンウェルスの膨張」を意図しはじめたのです。共和政成立直後に行われましたスコットランドの征服をうけて、スコットランドの処置をめぐりまして、完全併合よりもその代表をウエストミンスターの議会に出席させるという穏和な方策が選ばれました背後にあつたのも、帝国の膨張期にローマの市民権を征服地に拡大した「古代ローマの英知」に学ぶという姿勢であります。

さてここでこれまで故意に触れないでおりました「コモンウェルス」の現代的な用語法が、問題になつてまいります。ご承知かとも思いました。とかくイングランドの内部だけに視野を閉ざしがちであつた、その意味では島国性が抜けきらなかつた独立派主流の軍人たちとは違つて、彼ら「コモンウェルスメン」は当時としては群をぬく国際的な知識と体験と感覚の持ち主であります。

植民地支配を二十世紀の現時点において衣がえしたものでありますことは、いうまでもありません。とすれば十七世紀の中葉において、革命政権のもとで外交政策の転換が行われ、そこにおいて「コモンウェルスの膨張」が志向されたこともつておりました意味は、きわめて

重大であったといわねばなりますまい。⁽²²⁾ 「やがて革命の炎はジブラルタル海峡をこえて全世界に及ぶであろう」といったのは、かのミルトンでありました。この言葉は革命の国際的な連帶を訴えたものとして、進歩的な歴史家が好んで引用するところであります。しかしながらそのミルトンが、われわれの問題にしてまいりました「コモンウェルスメン」の外側に位置していた、そのスポーツマンであったという文脈でとらえなおしてみると、この言葉の意味するところはまた違つてまいります。公共の福祉の追求から帝国主義的な支配まで、まさにこの意味で「コモンウェルス」は、テューダー朝からステュアート朝まで、すなわち十六～十七世紀のイギリス史を見る場合に有効であるだけでなく、近代イギリス史を貫徹するひとつのキー・ワードと考えることができます。私がこの「コモンウェルス」にこだわつてきましたのも、この意味からであります。

このように考察を進めてまいりましたが、この単語にこだわったのにはもうひとつ理由があるのです。革命の最中に『リヴァイアサン』を著しました哲学者ホップズはその対話編『ベヒモス』(Behemoth, 一六六〇年執筆、刊行は一六七九～八二年)の中で自らの体験した革命の原因分析を試み、その大半は「転覆をこととする陰謀のなせるわざであり、それは『反乱の核心』である大学から生じたものであつて、大学こそは高級で途方もない扇動的な思想の養育所に他ならなかつた」として、大学に革命のひとつ的原因を帰しております。この発言をうけまして、当時の大学の主要な任務が聖職者の養成であつたところからして、大学における神学の研究内容、いわゆるピューリタニズムの浸透、さらには国教会の閉鎖状況からして大学を出ても教会に職をみつけることのできない卒業生の大量発生といったところから、「疎外されたインテリ」の存在に革命の原因のひとつを認める説が、かつて真剣に検討されたことがありました。⁽²³⁾

しかしながらこのこと以外に私たちは大切なことをひとつ見落としていたようです。それは十七世紀のイングランドの知的世界が、聖書だけでなくもうひとつギリシア・ローマの古典という二本の柱の上に立つていた事実であります。いまお話をいたしましたホップズは、反乱を惹起させた「扇動者」を列挙しました中に、つぎのようにいつています。

「第四にあげるべきは、非常に多数の上流の人びとであつて、彼らは若いときに、古代のギリシアやローマのコモンウェルスに属する著名人の書いた政治体制と偉大な行動に関する書物を読むよう

する著人の書いた政治体制と偉大な行動に関する書物を読むよう

に教育をうけた人たちである。これらの書物においては民衆政府は自由という榮誉ある名前のもとで激賞されるいっぽう、君主制は専制の名のもとで悪評を買つていたので、彼らは自分たちの政府の形態を愛するようになつた。しかもこれらの人たちから下

院の大半が選ばれだし、たとえ過半数を占めない場合でも、その雄弁を利用して残りのものを動かすことなどがやめた。⁽²⁴⁾】

「」でホップズの脳裏にあつたものとして、先にお話しました共和政成立期の「ロマンウエルスメン」を思ふが如く、あながち誤りではありません。

勃発しました革命が「ピューリタン革命」とよばれるほん、宗教的な要素の果たした役割が大きかったと考えられましたがゆえに、歴史家とりわけ政治史家はピューリタン神学とピューリタンの政治の関連に大きな関心を払いつづけておもしたし、それなりの成果をあげてもました。しかしギリシア・ローマの古典の遺産、換言すればルネサンス・ヒューマニズムにたつ系譜の方は、国王派の穩健なアングリカニズムを支えたものとして注目われぬことはありましまる、革命陣営に於けるかぎり、まったく無視されるか、傍流としての取り扱いしか受けなかつたのであります。私たちはイングランドによくおもふてルネサンスがエリザベス女王のもとでその最盛期を迎へましてからねやか半世紀もたたないうちにこの革命が勃発した事実を軽視しておいたふうです。逆にいえば、革命勃発のわずか数十年前には聖書とキリスト教・ローマの古典は平和裡に共存しえたのでありました。

「ロマンウエルス」や「アーチボルトの単語への」だわりば、ピューリズムを重視するあまり、イングランドの知的世界を支えていたの

う一本の柱を軽視しがちであつた」これまでの研究動向への反省をふべんべんのあります。

注

(1) 過去に私は「ロマンウエルス」をイギリス史における「キー・リー・ム」とみる視角から、絶対王政期におけるその発生からロックにいたるまでのその概念内容と使われかたについて概観を試みた」とがありました。今井宏「ロマンウエルス」『マカリス史研究』第11号、一九六八年。

(2) “Engagement Taken by the Members of the Council of State”, in S.R. Gardiner ed. *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625~60*, Oxford, 3rd ed., 1906. p.384.

(3) Peter Clark, Alan G.T. Smith & Nicholas Tyacke eds., *The English Commonwealth 1547~1640, Essays in Politics and Society Presented to Joel Hurstfield*, Leicester, 1979.

(4) ティーダー朝期の「ロマンウエルス」 cf. W.R.D. Jones, *The Tudor Commonwealth. A Study of the Impact of the Social and Economic Development of Mid-Tudor England upon Contemporary Concepts of the Nature and Duties of the Commonwealth*, 1970.

(5) Sir Thomas Elyot, *The Book Named the Governor*, ed. by S.E. Lehmberg, Everyman's Edition, 1962. p.1.

(6) *Ibid.*, p.7.

(7) *Ibid.*, p.2.

(8) Sir Thomas Smith, *De Republica Anglorum*, ed. by Mary Dewar, Cambridge, 1982. p.52.

(9) *Ibid.*, p.78.

(10) R.H. Tawney, *Religion and the Rise of the Capitalism*, 1926 ed.

P.145f. (出口勇蔵・越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆』全二巻、岩波文

庫、一九五六～九年）。なお近年（4）にあげたジョーンズのもの以外に、
ノーブルペーパーを讀むためのノート等 G.R. Elton, "Reform and the
'Commonwealth-men' of Edward VI's Reign", in Peter Clark, Alan G.
T. Smith & Nicholas Tyacke ed., *op. cit.*, pp.23～38. を参考。

(Ξ) A Discourse of the Commonwealth of England, Attributed to Sir

Thomas Smith, ed. by Mary Dewar, Charlottesville, 1969. ジュニアヘルスマンの代表的な著作は、今から〇年前に『近世ヒューマニズムの経済思想』といふのが予想できる。タイトルで翻訳されても（出口勇蔵監修、有斐閣、一九五七年）。ただし、この翻訳の原本は、いにあげた Mary Dewar の編纂したものではな。

(²²) Mary Dewar, "The Authorship of the Discourse of the Common
weal". E.H.R. vols. XIX, No.2. *ditto. Sir Thomas Smith; a Tudor
Intellectual in Office*, 1964.

(13) Mary Dewar ed., *op. cit.*, p.16.
 (14) Sir Thomas More, *Utopia* (Yale Edition of *The Complete Works of St. Thomas More*), vol. IV, 1965, pp.237~9. 平井正穂訳『ハーレムの書』、岩波文庫、一七六〇年。ただし訳文は改変した。
 (15) 浜林正夫『イギリス市民革命史』(増補版)、未来社、一九七一年、一七八〇年。

(²²) Blair Worden, "Classical Republicanism and the Puritan Revolution", in Hugh Lloyd-Jones, Valerie Pearl & Blair Worden ed.

イギリスにおける「共和政」について

History and Imagination. Essays in Honour of H R Trevor-Roper

1881

(17) ハーディングは、従来 C. H. フィアースの編纂した『回顧録』 *Memoirs*, 2 vols, Oxford, 1894 が材料となってきたが、その刊行当時に散逸していった草稿を叢集しなおして、前者の欠を補つたのが、Blair Worden ed., *Edmund Ludlow's A Voice from the Watch Tower, Part V: 1660-72*, London, 1972 である。これは王政復古の重要な史料であるのみならず、彼の共和主義を検討する基本的な材料を提供している。

らす
彼の共和主義を検討する基本的な材料を提供している。

(18) リーにあげた「コモンウェルスメン」のメンバーの中に、サー・ヘンリー・ヴァーン・ヴェーン・ジュニア (Sir Henry Vane Jr.) を入れるべきであるとの意見もあるかもしれない。たしかに彼は革命の過程において、抗戦派＝独立派の指導的な分子のひとりであり、共和政成立以後の国務会議の主要なメンバーでもあつた。しかし彼は国王処刑に閲与しておらず、またその包摵していた千年王国思想からみても、リーにあげた「コモンウェルスメン」とはおよそ異質の存在といえよう。ヴェーンの「コモンウェルス」論については、かつて論じたことがある。今井宏「王政復古とミルトン」、同『イギリス革命の政治過程』、未来社、一九八四年、二八九ページ以下を参照。リーのヴェーンを除いては、リーにあげた「コモンウェルスメン」は個別的な研究に恵まれていない。以下の叙述は、前teenth Century, 3 vols., Brighton, 1981～3. のそれからの項目によれば、

五

向にてては、佐々木武「北大西洋思想史圏を求めて」、『社会思想史研究』第一回、一九七八年が参考になる。

(20) ジのようにして結成された「ロイヤルスメーハ」の議会などに
委員会における活動については、Blair Worden, *Rump Parliament*
1648～1653, 1974. に詳しい。ただしウオームハは「ロモンウェルスメ
ハ」によるハトショウの用語法は「時代錯誤である」として、ジの呼称は
避けている。

(21) 航海法の制定過程をめぐる近年の研究史については、浜林正夫、前
掲書、三四八～九ページを参照。

(22) Derek Massarella, "A World Elsewhere": Aspect of the Over-
seas Expansionist Mood of the 1650's" in Colin Jones, Malyn Newitt
& Stephen Roberts eds., *Politics and People in Revolutionary England:
Essays in Honour of Ivan Roots*, Oxford, 1986. は、航海法制定の墜伏
相ふ田やれてくる密貿易商人モウリス・レーヴンハートクロムウェルに焦点
を合わせて、対東イングランド貿易をとつねにこな点で、本稿とはくわゆ
重点のおもむいへを異にするが、一六五〇年代に「膨張主義的な」志向
がイギリス共和政に存在してたたりみを指摘していることは興味深く。

(23) M.A. Curtiss, "The Alienated Intellectuals of Early Stuart Eng-
land", *Past & Present*, No.23, 1962.

(24) Thomas Hobbes, *Behemoth: The History of the Causes of the
Civil Wars of England*.., ed. by William Molesworth, Burt Franklin
Edition, New York, p.5.

(付記) 本稿は、一九八七年一〇月三一日、東京女子大学読史会総会にお
いて行つた講演の草稿を修正・加筆したものである。

[文理学部教授（イギリス史）一九八〇一八一年度個人研究員]